

経営会議の内容

件 名	大和市災害見舞金等の支給に関する規則の制定について
所 管 部	健康福祉部
日時・場所	平成26年 1月28日（火） 10:30～11:00 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、教育部長、議会事務局長、健康福祉総務課長
提 出 理 由	被災者支援を充実させるため、災害見舞金等の支給制度を創設するにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・災害が大規模なものであった場合、国の制度と重複することはないのか。 （所管部）災害救助法が適用されるような大規模災害は、本市の制度の対象にしないため、重複しない。 ・本市の周辺で、見舞金を支給している自治体はあるか。 （所管部）把握している限り、ほとんどの周辺市は見舞金を支給している。 ・本市の制度は、人為的な火災を見舞金の支給対象にしないとのことだが、周辺市で支給対象にしている事例はあるか。 （所管部）周辺市では人為的な火災でも対象にしているところがある。ただ、本市では、平成15年に民間の火災保険等が充実してきたことなどを理由に、見舞金制度を廃止しており、今回の制度創設にあたって、火災については自然災害に起因するもののみを対象とすることにした。 ・見舞金を受け取る者としては、世帯主のほか、世帯主に準じる者を想定しているとのことであるが、準じる者とはどのような者を指すのか。 （所管部）基本的には世帯主が受け取るが、災害によって世帯主が死亡した場合などに、親族等が受け取ることを想定している。 ・住宅の全壊や床上浸水の際に支給される見舞金については、貸家であっても支給するのか。また、災害時に市外から遊びに来ていた知人等にも見舞金は支給されるのか。 （所管部）自己所有の住宅に限定して支給する。また、見舞金の支給対象者は住民基本台帳に登載されている者に限るため、市外の者には支給しない。 ・日赤や社会福祉協議会にも見舞金の支給制度があると思うが、このほど創設する市の制度と連動するのか。また、複数の制度があって分かりにくいのではないか。 （所管部）日赤や社会福祉協議会は、それぞれが定めている要綱に基づいて、見舞金を支給するので、本市の規則の影響は受けない。災害時には、本市の見舞金制度の他に、日赤等の制度についても併せて案内するなど、適切に対応していきたい。
会議結果	案のとおり、進めていく。